

いちごオブジェ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「いちご王国」プロモーションで扱ういちごをモチーフにしたオブジェの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「オブジェ」は、別紙のものをいう。

(申請)

第3条 オブジェの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、経済流通課に電話等で借受けについて仮予約をした上、原則として借受けを希望する15日前までに、「オブジェ借受申込書（様式1）」を、持参、郵送又はメールにより経済流通課長に申請するものとする。

(承認)

第4条 経済流通課長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、オブジェの貸出しを承認するものとする。ただし、借受希望者が重複した場合又はその他やむを得ない事情がある場合には、貸出しを行わないことがある。

- (1) 営利を目的とする活動に活用する場合（国又は地方公共団体、「いちご王国」プロモーション協賛事業者が開催し、若しくは後援等連携協力するもの又は栃木県のイメージアップやブランド化の推進及び地域振興に寄与するもので経済流通課長が認めるものを除く。）
- (2) 私的な行事等で使用する場合
- (3) 特定の政治団体、宗教団体又は宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれのある場合
- (4) 栃木県や「いちご」のイメージを損なうおそれのある場合
- (5) 第8条各号に掲げる事項に従わないおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (7) その他貸し出すことが不適当と経済流通課長が認めた場合

(費用)

第5条 オブジェの使用料は、無料とする。ただし、貸出しに伴う搬出及び返却に伴う搬入に係る費用はオブジェを借り受ける者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間（受取予定日から返却予定日まで）は、1回の貸出しに対し、原則として4日以内とする。ただし、返却予定日が栃木県庁の閉庁日にあたる場合は、返却予定日後の直近の開庁日を返却日とする。

(貸出し及び返却)

第7条 オブジェの貸出しに伴う搬出及び返却に伴う搬入は、経済流通課職員の立会いにより借受者が行う。なお、借受けの際に借受者はオブジェの設置方法等について経済流通課職員から直接説明を受けるものとする。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に転貸しないこと。
- (2) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (3) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 車両での搬出及び搬入時にはオブジェをロープや緩衝材等で固定すること。
- (5) 貸出し及び返却時には、経済流通課職員の立会いの下、オブジェの損傷箇所などについて目視確認を行うこと。
- (6) オブジェの保護及び観覧者の安全に配慮した適切な措置を講じること。
- (7) 返却時にオブジェの展示状況が確認できる写真を提出すること。

(貸出しの承認取消)

第9条 借受者がこの要領に違反したときは、承認を取り消すものとする。

(紛失・汚損・破損)

第10条 借受者は、故意又は過失によりオブジェを紛失、汚損又は破損した場合、現物又は実費をもって賠償する責任を負うものとする。

(責任)

第11条 オブジェ使用に当たって発生した事故等については、借受者が適切に処理する責任を負うものとする。

なお、オブジェの貸出しによって借受者が被った被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、栃木県は損害賠償等の一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和6年11月26日から施行する。

(別紙)



いちごオブジェ (大)
外形寸法 (cm) 155(H) × 180(W) × 120(D)
キャスター付き



いちごオブジェ (小)
外形寸法 (cm) 130(H) × 50(W) × 50(D)